

「特定秘密保護法」案の廃案を求める声明

私達は、特定秘密保護法案は廃案にすべきであると考えています。その理由は本法案が、基本的人権の保障、国民主権、平和主義という憲法の基本理念を侵す危険性を有しており、行政による情報の独占を許し、国民の知る権利や取材、報道の自由を大きく制約し、広く市民社会にも悪影響を及ぼすからです。

本法案は、防衛、外交、スパイ活動防止、テロ防止の四分野における「特定秘密」を指定し、それらの秘密を漏洩した公務員や入手した人を処罰する内容になっていますが、既に多くの人々や団体（市民団体、報道機関、法律家、あらゆる領域の人々や研究者）が指摘しているように、

- ① 特定秘密の指定は「行政機関の長又は警察庁長官」によるため、恣意的な拡大解釈の危険が常にある。実質的には官僚の裁量に委ねられ、秘密の範囲は広がり、何が秘密に指定されているのかがわからない。
- ② 公務員だけではなく、特定秘密を入手した（その未遂・共謀・そそのかし・扇動・過失も）民間人も処罰対象とされる。
- ③ 「特定秘密を取扱う業務を行う者」と関係者、関連企業の社員等に対する「適性評価」は基本的人権、すなわち思想・良心の自由、信教の自由、プライバシー等を侵害する。
- ④ 報道や表現に関する自己規制や萎縮効果をもたらし、公務員らの情報公開に対する姿勢を萎縮させる。

などの多くの危険性を持っています。

加えて、思想・信教の自由を守る視点からは、特に十二条「テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。）」は危険です。これだと原発反対活動や宗教活動なども、「その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人に強要」する行為として「テロリズム」にされかねません。その兆候は、反対運動に関して「絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」（石破茂自民党幹事長）との暴言に、既に露呈されています。

キリスト教界は、戦時中、「治安維持法」下にあつて、救世軍は「スパイ」容疑をかけられ、ホーリネス教会の再臨信仰は当時の国体を否定する「テロ」思想と見なされ弾圧された歴史があります。

本案は、戦前の悪法「治安維持法」の再来ともいえるべきものであり、「憲法改正（悪）」、「集団的自衛権」行使容認、「国家安全保障会議」設置などの一連の動きと連動した「戦争をできる国」へなるための備えである故に、その廃案を強く求めます。

2013年12月2日

宗教法人 日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会